

令和6年度福島県蚕業技術員資格試験実施要領

1 試験の目的

福島県蚕業技術員登録条例（昭和32年福島県条例第65号）第3条及び第6条の規定により、蚕業技術員資格試験を実施する。

2 試験の日時

令和7年3月19日（水） 13時30分から16時00分

※受験者数により終了時間が前後することがある。

（受験者受付 13時30分～13時45分、筆記試験 13時50分～15時20分、口述試験15時30分～）

3 試験会場

福島県庁西庁舎 3階 西326会議室（福島市杉妻町2番16号）

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校若しくは旧実業学校令（明治32年勅令第29号）による実業学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有する者を入学若しくは入所資格とする教育機関において、蚕業又は農業に関する課程を修めて卒業した者で、当該試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間との合計が2年以上に達する者

ア 蚕業又は農業に関する試験研究又は教育

イ 蚕業又は農業に関する技術についての普及指導

- (2) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校若しくは旧実業学校令による実業学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると知事が認める者で、当該試験の実施期日までに、(1)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年以上に達する者

5 試験の方法および試験科目

(1) 試験の方法

筆記試験及び口述試験

(2) 筆記試験の試験科目

養蚕、栽桑、蚕桑病虫害、養蚕経営及び土壌肥料の5科目

6 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書（福島県蚕業技術員登録条例施行規則（昭和32年福島県規則第121号。以下「規則」という。）第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、**令和7年2月14日（金）（必着）**までに提出すること。

なお、受験願書の用紙はB列5番と規定しているが、A列4番を可とする。

(1) 提出書類

ア 履歴書

イ 最終学校卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は検定合格証明書

ウ 4の受験資格の(1)のア又はイの職務に従事した期間につき、受験有資格者であることを証明する受験資格証明書（規則第1号様式の2）

エ 写真

最近6か月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽の手札形で無台紙のもの（写真サイズは手札形に限らず履歴書サイズなどでも可とする）。裏面に氏名及び撮影年月日を自書すること。

(2) 提出方法及び提出先

郵送または持参のいずれかの方法により提出すること。

ア 郵便による場合

（送付先）

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（福島県庁西庁舎9階）

福島県農林水産部園芸課 宛て

イ 持参する場合

福島県農林水産部園芸課（福島県庁西庁舎9階）に提出する。

7 合格発表

試験合格者については、**令和7年3月28日(金)**までに福島県ホームページに掲載して発表するとともに、合格者に通知する。

8 その他

(1) 試験手数料は1,500円とし、福島県収入証紙を受験願書に貼って納めること。

(2) 試験について不明な点は、所管の福島県農林事務所農業振興普及部農業振興課または福島県農林水産部園芸課へ問い合わせること。

< 問い合わせ先 >

福島県県北農林事務所農業振興普及部農業振興課	電話:024-521-2604
福島県県中農林事務所農業振興普及部農業振興課	電話:024-935-1307
福島県県南農林事務所農業振興普及部農業振興課	電話:0248-23-1556
福島県会津農林事務所農業振興普及部農業振興課	電話:0242-29-5303
福島県南会津農林事務所農業振興普及部農業振興課	電話:0241-62-5253
福島県相双農林事務所農業振興普及部農業振興課	電話:0244-26-1147
福島県いわき農林事務所農業振興普及部農業振興課	電話:0246-24-6160
福島県農林水産部園芸課	電話:024-521-7357